

第 7 1 5 回農地部会議事録

開 催 日 時	平成28年8月8日(月) 午後2時20分から		
開 催 場 所	たかじょう庁舎6階 大会議室		
出 席 委 員	楠瀬 裕久・西野 幸一・横山 桂一・森本 常喜・加藤 孝幸・田内 正博 成岡 三男・鍋島 義信・平田 文彦・山崎 茂盛・澤本 和男・宮田 義久 竹内 義昭・中山 忠明・前田 貴美雄・宇賀 巖・上田 博 久保 壽美男・島田 研一 以上19名		
欠 席 委 員	氏原 嗣志 以上1名		
部会外出席委員	会長：門田 博文 会長職務代理者：大野 哲 以上2名		
事務局出席者	吉良局長・岩崎次長・榮枝管理主幹・堀内農政係長・宮地主査・嶋崎主査 竹内主任 以上6名		
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第3条の3第1項の規定による届出申請の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第6号議案 農地法第51条の規定による違反転用の処分に関する報告の件 第7号議案 非農地証明願の件 第8号議案 買受適格証明願の件 議案外(報告) ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 ・ 農業経営基盤強化促進法の計画取消・取下・訂正処理の件		

備 考〔添付書類〕 ○第715回農地部会議案書

○現地案内図

○現地写真（第1号議案 案件3，案件4～6，第3号議案 案件1～2，第6号議案）

○建議回答に対する評価・意見集約の集計結果報告及び要望項目について

○新規就農者と農業委員の意見交換会（H28. 3. 3）で出た意見

○市民クラブ市政報告

開 議 長	会 長	(農地部会長 中山 忠明 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時)) ただいまより第715回農地部会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	議 長	本日は氏原嗣志委員より欠席の連絡をいただいております。また、上田博委員と島田研一委員より遅刻の連絡が入っております。部会委員総数20名中、出席委員数17名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第22条4項に基づき、本日の農地部会が成立することを、ご報告いたします。
県農業会議員報告 議 長 門田会長	議 長 門田会長	県農業会議の常任会議について、門田会長より報告をお願いします 7月25日午後3時に土地改良会館にて第4回県農業会議常任会議があり、知事部局より諮問された案件について審議いたしました。 当委員会より許可妥当の意見を付して県知事へ送付していた許可申請はありませんでしたので、そのことを報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	議 長 委 員 議 長	次に、議事録署名委員の選任につきましては部会長より指名いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) それでは、加藤孝幸委員、宇賀巖委員を指名いたします。
議 議 長 宮地主査	議 議 長 宮地主査	第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 今月は継続案件を含め、全体で9件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 議案書2ページから3ページにまたがります案件1は、行川、その他の区域、田、56㎡、外8筆、合計1,373㎡を、譲渡人の希望により経営拡大のため、所有権を移転するという行政書士による双方代理申請です。 現地案内図はNo.1-1及び1-2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では、カボチャとシイタケを耕作する予定であるとのことです。 農機具については、トラクターなど23台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、他に妻と両親も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響については、周辺と同様の耕作を計画しているため、特に影響は

ないと考えるところです。

続きまして、議案書3ページの案件2は、第2号議案農地法第3条の3第1項の規定による届出申請の件の案件1及び案件2と関連案件となっておりますので、先に第2号議案から説明させていただきます。議案書は6ページをご覧ください。

第2号議案の案件1と2は、被相続人が同じ案件となりますので、まとめて説明いたします。案件1は、朝倉己、市街化調整区域、畑、1,114 m²、外1筆、合計2,231 m²を、案件2は、朝倉本町一丁目、市街化区域、田、495 m²、外5筆、合計2,745 m²を、いずれも、平成26年11月13日相続により所有権を取得したことの届出です。

両案件とも、現在、申請人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。また、相続登記が済んでいることを事務局で確認しております。

それでは第1号議案の説明に戻ります。議案書は3ページにお戻り下さい。

議案書3ページの、案件2は、朝倉横町、市街化区域、田、424 m²を、譲受人の希望により経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に息子夫婦も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、取得する農地の周囲でも水稻を耕作しており、取得後もこれまでどおり水稻を耕作するため、特に影響がないと考えるところです。

なお、譲受人の現在の耕作面積4,976 m²につきましては、先ほど関連案件として第2号議案で説明しました、相続により取得した面積となっております。

続きまして、議案書3ページから4ページにまたがり、案件3から案件6の4件は、全て譲受人が同一の関連案件であり、先月以前からの継続審議案件となっております。

いずれの案件につきましても、7月に開催しました第714回農地部会において、現地が耕作できる状況であると判断されなかったため、継続審議となっているものです。

申請者には、部会の結果を伝え、現地を耕作できる状態にするよう指導をしましたが、案件3の久礼野の農地については、現地の草刈等を行ったという連絡は、本日までに入っておりません。

本案件の申請地を7月22日に撮影しましたものを、本日机上配布しております。左上に、「第1号議案 案件2 資料写真」と印刷している資料をご覧ください。上の写真では、住宅の奥側、下の写真では、通路の右側が申請地となります。現地の状況は、

写真のとおりです。

また、案件4から6の布師田の農地につきましては、樹木の伐採及び草刈をするとともに、7月27日に開催しました第三事前審査会後に、申請地内に仮置きしていた伐採後の枝木を、申請地の隅に寄せ集めたことにより、現地は果樹を植えることができる状態になったとの連絡がありました。

8月4日に撮影しました現地写真を、本日机上配布しております。左上に「第1号議案 案件4～6」と印刷しております資料をご覧ください。現地の状況につきましては、写真のとおりとなっております。

それでは、申請内容について、説明いたします。

なお、譲受人は高知市外にも農地を所有しているため、その耕作状況について、南国市、香南市、須崎市、四万十町、中土佐町の各農業委員会に問合せたところ、農地は全て耕作又は保全管理されているとの回答がっております。

また、農機具については、トラクターなど11台の大農機具を所有しているとのこととです。譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しており、また、5名の臨時雇用者もいるため、効率的な利用が出来るとのこととです。

全ての案件について、周辺農地への影響については、申請地では地域の防除基準に従って営農するため、周囲への悪影響は特にないと考えるとのこととです。

それでは、案件ごとに説明をいたします。

議案書3ページの案件3は、久礼野、その他の区域、畑、2,653 m²を、譲受人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請内容となっております。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンク色で塗ったところが申請地となります。申請地では柿及びユズを耕作する予定であるとのこととです。

議案書3ページから4ページにかけての案件4から6は、布師田、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、1,920 m²、外1筆、合計2,194 m²を、譲受人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクで塗ったところが申請地となります。

申請地では柿及びユズを耕作する予定であるとのこととです。

以上が継続審議の案件の説明となります。

続きまして、議案書は4ページをご覧下さい。案件7は、高知市税務管理課の公売による農地の所有権移転案件となります。

7月4日に開催しました第714回農地部会において、本案件の譲受人に買受適格証明を交付することについて追認をいただきましたが、その後、譲受人が申請地を落札したため、今回の3条申請となったものです。なお、公売による農地の取得のため、

譲受人からの単独申請となっております。

本案件は、高須大谷、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、3,825 m²を、競落により経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有及び借入する農地を全て耕作しており、今回の申請地では果樹を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、案件8は、土佐山弘瀬、その他の区域、畑、374 m²、外1筆、合計395 m²を、贈与により、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有及び借入する農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、農用自動車1台を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、これまでと同様の耕作をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

案件9は、春野町芳原、市街化調整区域、畑、62 m² 外1筆、合計326 m²を、譲受人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するものです。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では露地野菜を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど7台の大農機具を所有しているとのことです。譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、取得する農地では減農薬で露地野菜を耕作する予定であり、周辺の農地には害虫等の被害が及ばないように注意して営農するとのことです。

以上、継続審議案件を除く、案件1と2、及び案件7から9については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、案件3から案件6については、現地が耕作できる状態であると判断されれば、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、現地については地元委員に確認いただいております。

	以上で第1号議案の説明を終わります。
議 長	第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず第一事前審査会の楠瀬委員長より報告をお願いします。
楠瀬委員	案件1と2について現地の委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ審議した結果、許可相当と判断しました。
議 長	次に第三事前審査会の宮田副委員長より報告をお願いします。
宮田委員	案件7と8については、現地の委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ審議した結果、許可相当と判断しました。案件3については、地元委員の現地調査の結果を踏まえ審議した結果、現地の状況が以前と変わりなく、耕作できる状況であると判断できないため、継続審議とすることが妥当であると判断しました。案件4から6については、現地の状況が事前審査会のときと変わっておりますので、部会での審議をお願いいたします。
議 長	最後に、第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いします。
上田委員	案件9について現地の委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ審議した結果、許可相当と判断しました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に移ります。継続審議の案件3から6については別途審議をお願いいたします。案件3については、先ほどの事前審査会の報告で、現地が耕作できる状況であると認められないことから引き続き継続審議とすることが妥当であるとのことでしたが、ご意見ご質問はございますか。
加藤委員	すみません、一点だけ。この継続案件は、全部譲受人が同一で、通らないということとはわかっていながら出しているのではないかと思えるが、事務局としては、こうした現地が荒れているような案件が出てきた際に、受付の段階で何か指導などはしていますか。前にも出ていたが、同じ話の繰り返しになっていると思うが。
榮枝主幹	現地の状況については、受付の際に担当が確認をしております。また、保留になった案件については、部会後に申請者に指導をしております。
議 長	事務局でも指導はしているということですが、毎月、同じ話をしているというのは確かに私も思います。しかしそれでも出てくる分はあるので、なかなか事務局にも苦勞をかけていると思います。
横山委員	まあ、出してきた申請に事務局が私見で指導するということはいけないので、もちろん要領に基づいた指導はしていると思うけれども、行き過ぎると絶対にいけないですからね。まあ、こうして継続審議にして指導をしていると、少しずつ継続審議分も減ってきているから、先を見て粘り強く指導をしていくしかないのでは。
議 長	そうですね。では、他にご意見等がなければ、案件3については保留とし、申請者

		に現地を耕作できる状況に回復するよう指導したうえ、次回、事前審査会で現地を確認して、その結果を踏まえ、農地部会で継続審議を行うこととしたいと思いますが、ご異議はございませんか。
委員	議長	(異議なし)
委員	議長	案件3については保留とし、申請者に現地を耕作できる状況に回復するよう指導したうえ、次回、事前審査会で現地を確認して、その結果を踏まえ、農地部会で継続審議を行うことと決定します。
		次に案件4から6について審議いたします。さきほどの説明では、事前審査会のときにはまだ切った木などがその場に散乱しておりましたが、現在はこの写真のとおり、きれいに片付けているということです。許可相当ではないかというお声も聞こえておりますが、他にご意見はございませんか。
委員	議長	(意見、質問なし)
委員	議長	それでは、案件4から6については現地が耕作できる状況であると判断し、許可することに決定いたしますがご異議ありませんか。
委員	議長	(異議なし)
委員	議長	案件4から6については、現地が耕作できる状況であると判断し、許可することに決定いたします。
		次に、案件1、2と案件7から9について一括して審議いたします。事前審査会の報告では、許可相当であるとのことでしたが、ご質問等はございませんでしょうか。
委員	議長	(意見、質問なし)
委員	議長	それでは、案件1、2と案件7から9については、許可することに決定いたしますがご異議ありませんか。
委員	議長	(異議なし)
委員	議長	案件1、2と案件7から9については、許可することに決定いたします。
		続きまして、第2号議案「農地法第3条の3第1項の規定による届出申請の件」を審議いたします。事務局より説明をお願いします。
宮地主査		今月は4件の申請が出されております。議案書は6ページをお開きください。
		案件1と2につきましては、第1号議案の中で先に説明しましたので、説明を省略させていただきます。
		議案書は7ページをご覧ください。次に案件3は、仁井田、市街化区域、登記地目、田、現況、畑、528㎡を、平成27年11月9日、相続により所有権を取得したことの届出です。
		現地は耕作されており、あっせんの希望はないとのことでした。

	次に議案書は7ページから9ページにかけて、ご覧ください。案件4は、土佐山弘瀬、その他の区域、田、454㎡、外17筆、合計8,144㎡を、平成28年3月6日、相続により所有権を取得したことの届出です。 現在、申請人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。 なお、全ての案件につきまして、相続登記が済んだことを事務局で確認しております。 以上で第2号議案の説明を終わります。
議 長	第2号議案の説明が終わりました。まず第一事前審査会の楠瀬委員長より報告をお願いします。
楠瀬委員	案件1と2について、審査した結果、受理相当と認めました。
議 長	次に第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いいたします。
成岡委員	案件3について、審査した結果、受理相当と認めました。
議 長	次に第三事前審査会の宮田副委員長より報告をお願いいたします。
宮田委員	案件4の第三事前審査会該当分について、審査した結果、受理相当と認めました。
議 長	次に第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いいたします。
上田委員	案件4の第四事前審査会該当分について、審査した結果、受理相当と認めました。
議 長	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。第2号議案について、受理することに決定しますが、ご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは第2号議案について受理することに決定します。
	続きまして第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」について審議いたします。事務局より説明をお願いします。
宮地主査	今月は継続審議案件を含めて、全体で5件の申請が出されております。議案書は11ページをお開きください。 案件1と2は、譲受人が同一の案件ですので、まとめて説明いたします。 両案件は、7月4日に開催しました第714回農地部会でご審議をいただきましたが、現地には既に倉庫が建設されており、今回、申請の事業計画とは異なる転用行為に当たると判断されたため、継続審議となっている案件です。 7月の農地部会終了後、代理申請者である行政書士に部会の結果を伝え、今回の事業計画とは異なる倉庫を撤去するよう指導していたところ、申請者より撤去したとの連絡がありましたので、7月26日、第二事前審査会前に地元委員及び地元土木委員の

立会いの上、現地を確認しました。

その時の現地写真を本日机上配布しておりますので、そちらをご覧ください。現地については、写真のとおりとなっております。

それでは、申請内容について説明いたします。案件1は、長浜、畑、162 m²、外1筆、合計 328 m²を、案件2は、長浜、畑、168 m²を、それぞれ駐車場及び資材置場に転用するため、所有権を移転するという、行政書士による双方代理申請となっております。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクで塗った所が案件1の、緑で塗った所が案件2のそれぞれ申請地となります。

なお、案件1の申請地は、いずれも2名による持分2分の1ずつの共有となっております。

農地の種別につきましては、甲種、1種、3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しています。

事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由として、申請地から道路を挟んで南側に、譲受人が代表取締役を務める会社があり、従業員駐車場及び資材置場として利用するのに最適であるため、本案件の申請地を選んだとのことです。

申請地では、造成は行わず、碎石を敷き詰め、従業員用駐車場8台分及び資材置場に転用する計画となっております。

進入路については、申請地南側の市道から進入する計画です。

被害防除計画として、申請地の東側、西側、北側は農地、南側は公衆用道路を挟み宅地となっており、雨水は自然浸透をさせ、周囲に放流しない計画となっております。

添付書類として、北側農地の所有者からの同意書が添付されております。なお、東側及び西側の農地については、譲渡人の所有地となっております。

また、許可を得ずに倉庫を建設したことについての始末書が添付されております。

他法令については、農振法関係では、農用地区域外となっております。また、都市計画法に基づく開発許可については、必要ありません。

土木委員の意見については、排水計画等の内容については問題ないとの意見を、地元委員に確認いただいております。

続きまして、案件3は、一宮、登記地目、宅地、現況、畑、198 m²を、庭及び駐車場に転用するため、所有権を移転するという行政書士による双方代理申請となっております。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、甲種、1種、3種のいずれの要件にも該当しないため、

第2種農地と判断しています。

事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由として、申請地北側に現在建っている住宅を、今回、譲受人が購入することとなり、そのことに伴い、駐車場が必要となったとのことで、付近に駐車場として利用できそうな土地がないこと、また、申請地の一部はすでに購入する北側住宅の庭として使用されているため、今回の申請地を選定したとのことです。

土地の利用計画としては、造成はせず、整地のみ行い、申請地北東部分のすでに庭として使用されている所については現況のまま使用、また、申請地南部分については砂利敷きとして自家用車2台分の駐車場として利用する予定となっております。なお、申請地の北西側に地図上で張り出した部分がありますが、こちらは法面となっております。

進入路としては、申請地東側市道から進入する予定となっております。

被害防除計画として、排水は雨水のみで、自然浸透にて排水するとのことです。

添付書類として、現地はすでに一部が庭に転用がされているため、始末書が添付されております。また、申請地の南側及び道路を挟んで東側の農地所有者からの同意書等、必要な書類は全て添付されております。

他法令については、農振法関係では、農用地区域外となっております。

土木委員の意見については、問題無しとの意見を事務局で確認しております。

続きまして、案件4は、重倉、登記地目、山林、現況、畑、146 m²を、倉庫に転用するため、所有権を移転するという行政書士による双方代理申請となっております。

現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、甲種、1種、3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しています。

事業計画書によりますと、譲受人は現在、申請地から700mほど離れた場所に住宅兼事務所を構え、サッシ店を営んでいますが、仕事量の増加とともに、自宅で賄うことが困難となり、資材倉庫及び作業場となる土地を探していたところ、当該申請地を見つけたとのことで、周囲も事業施設や倉庫がほとんどであることから、適地と判断したとのことです。

土地の利用計画としては、現地は造成をせず、整地後、コンクリート仕上げとし、建築面積30 m²の資材用倉庫1棟と、事業用の3トントラック1台分及び軽トラック1台分の駐車場、また、搬入出の際の作業場として利用する計画となっております。

進入路としては、申請地東側の道路から進入する予定となっております。

被害防除計画として、排水は雨水のみで、倉庫の樋に受けた雨水は申請地内に設置

する浴槽に貯水して作業に利用し、それによる雑排水は直接、東側道路の既設側溝に排水、また、敷地に落ちる雨水も土地の傾斜を利用して、東側道路の既設側溝に排水するとのことです。

添付書類として、隣地農地の所有者からの転用についての同意書、また、東側進入道路が個人の所有地であるため、その所有者からの通行及び既設水路への排水承諾書等、必要な書類は全て添付されております。

他法令については、農振法関係では、農用地区域外となっております。

土木委員の意見については地元委員より、必要なしとの意見を事務局で確認しております。

次に案件5は、春野町西分、田、1,157 m²を露天駐車場に一時転用する申請となっております。

現地案内図はNo.11をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の種別につきましては、土地改良事業が行われた農地であるため、第1種農地と判断しています。

事業計画書によりますと、賃借人は、申請地より南に約300m離れた箇所で建築工事をしており、工事関係者の駐車スペースが必要となったとのことで、現場に近いことから当該申請地を選んだとのことです。

申請地の利用計画については、表土をすき取り後、約20cmの厚さに碎石を敷き、車26台分の露天駐車場及び、すき取った表土の仮置き場として使用する申請となっております。なお、碎石につきましては、駐車場としての利用が終了した後に除去し、申請地内に仮置きした表土を戻して、現状に復旧する計画であるとのことです。

進入路につきましては、申請地東側の市道から進入する計画となっております。

被害防除計画として、排水は雨水のみであり、敷地内に自然浸透させるほか、西側にある高知市耕地課管理の既設排水路に排水する計画となっており、周囲への影響はないとのことです。

日照については、建築物がないため問題ないとのことです。

またゴミ類は散乱させないよう使用者に周知徹底を行い、定期的に巡回を行い、状況を確認することとしています。

添付書類としまして、南側に隣接する農地の所有者からの同意書、及び、高知市耕地課からの排水同意書、また、当該申請地の賃貸借契約書等、必要な書類は全て添付されております。

他法令につきましては、農振法関係では、平成25年8月9日に農用地区域から除外となっております。

	都市計画法では、開発許可は必要ないことを都市計画課に確認しております。 土木委員の意見については、地元委員より、必要なしとの意見を事務局で確認しております。 以上で第3号議案の説明を終わります。
議 長	議案の説明が終わりました。では事前審査会の報告をお願いします。第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いします。
成岡委員	案件1と2については、地元委員に現地を確認いただき、事業計画に沿う形である砕石敷きの駐車場部分については除去されていませんが、事業計画にないため違反転用となっていた倉庫とセメント敷きの部分については除去されていることを確認いたしました。しかし、地元の住民の方が、これまでの経過があるため資材置場としての転用は反対であるという旨を述べているようで、事前審査会の中では結論が出ませんでしたので、農地部会でのご審議をお願いします。
議 長	次に、第三事前審査会の宮田副委員長からご報告をお願いします。
宮田委員	案件3と4について地元委員の現地調査の結果を踏まえて審議した結果、許可相当であると認めました。
議 長	次に、第四事前審査会の上田委員長からご報告をお願いします。
上田委員	案件5について地元委員の現地調査の結果を踏まえて審議した結果、許可相当であると認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。 継続審議の案件1と2から審議をしていきたいと思います。現地の状況について、地元の山崎委員さんから何かございますか。
山崎委員	はい。土木委員さんがこれまで反対しておられましたが、その方からも、資材置場、駐車場として管理し、廃材は産業廃棄物としてボックス等に入れて適切に管理が行われるのであれば、認めないといけないという意見をうかがっております。自分としても、きれいに使ってくれるなら許可妥当とすべきではないかと最近は思っております。
鍋島委員	濱口さんがちゃんと資材置場として使って、産廃を一緒にしたりせずにきれいに管理してくれたらいいと、そういうことでしょうか。
山崎委員	そういうことです。事前着工したりして、近所の方も迷惑していたが、それをきれいにして使ってくれるなら許可相当としないといけないかと思います。
楠瀬委員	地元委員さんもこうおっしゃっているならいいのでは。
議 長	はい、山崎委員さんも、それから地元の土木委員さんも反対されていたようですが、転用者と何度も話し合いをして、話をまとめていただいたということですが、他に何かございますか。

鍋島委員	地元の方から反対の声もあったということなら、許可書に何か一筆、書き加えるというようなことはできませんか。
議長	それはなかなか難しいようです。許可条件として書ける中身というのはある程度決まっているようで、前に意見書にこういう条件なら許可妥当ということ書いて県に上げたら、それはできないと注意を受けたことがありました。地元の委員さんにもご苦労をかけてこういう経緯で許可になったというような形で、議事録としては後に残りますので、それ以上はよいのではないかと思います。 それでは、他にご意見がないようであれば、案件1と案件2については、許可相当として県に送付することに決定いたしますが、ご異議ございませんか
委員	(異議なし)
議長	案件1と案件2については、許可相当として県に送付することに決定いたします。 では次に、案件3から5までの審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見はないようですが、案件5については、第1種農地でありますので、県ネットワーク機構に諮問した後、許可相当として県に送付することにし、また、案件3と4につきましては、許可相当として県に送付することに決定いたしますが、ご異議はございませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件5については、県ネットワーク機構に諮問した後、許可相当として県に送付することにし、また、案件3と4につきましては、許可相当として県に送付することに決定いたします。 続いて第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
宮地主査	今月は全体で1件の申請が出されております。議案書は13ページをお開き下さい。 また、現地案内図はNo.12をご覧ください。ピンクで塗ったところが申請地です。 案件1は、仁井田、5筆、5,907㎡のうち4,757.90㎡を、テトラポットの組立作業場に一時転用するという内容で、平成27年3月27日付けで農地法第5条の規定による許可を受け、その後、テトラポットの搬出に時間を要していたため、平成28年2月29日付けで、工事期間を平成28年6月30日まで延長する事業計画変更の承認を受けた土地となります。 今回の申請は、テトラポットの設置場所の整備の際に出る土砂の最終処分地が決定するまでの間、申請地に土砂を仮置きするとともに、工事期間を平成29年3月31日

	まで再度延長するというものです。なお、仮置きする土砂については、申請地南側に寄せて仮置きするとともに、飛散防止のため、ローラーで固めるなどの被害防除措置を講じる計画となっております。 以上で第4号議案の説明を終わります。
議 長	第4号議案の説明が終わりました。第二事前審査会の成岡委員長から事前審査会の報告をお願いいたします。
成岡委員	案件1については、変更を承認することが妥当であると判断いたしました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に移ります。ご意見ご質問はございませんか。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見等がないようでしたら、案件1については変更を承認することが妥当であるという意見を付して県に送付することにけつていたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件1については、変更を承認することが妥当であるとの意見を付して県知事に送付することに決定いたします。 次に、第5号議案、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件」を議題といたします。事務局より議案の説明を、お願いします。
宮地主査	今月は全体で16件の申請が出されております。 内訳は、所有権の移転が2件、利用権の新規設定が10件、更新設定が4件となっております。 議案書は15ページをお開きください。1は所有権移転の総括です。今月は、所有権を移転する者が2人で延べ2人、所有権の移転を受ける者が2人で延べ2人となっております。 所有権移転を行う土地の内訳は、田が1筆、2,053㎡、畑が1筆、912㎡です。 以下の表は、対象農地を地区別にまとめたものです。詳細については省略させていただきます。 それでは初めに、所有権移転の案件を説明いたします。 議案書は19ページをご覧ください。案件6は、高須大谷、田、2,053㎡を売買するという案件です。 平成25年2月28日に譲渡人より売りたいとの申し出がありまして、平成28年7月12日にJ A高知市高須支所2階会議室において、地元委員及びJ A高知市高須支所長の立会いのもと話がまとまったものです。 続きまして、議案書22ページをお開きください。春野町西諸木、登記地目、田、現

況、畑、912 m²を売買するというものです。

平成24年7月4日に譲渡人より売りたいとの申出がありまして、平成28年7月14日にJA高知春野2階会議室で、地元委員とJA職員の立会いのもと話がまとまったものです。

続きまして、議案書は16ページにお戻りください。利用権設定についての総括を掲載しております。

1が、利用権設定の総括表です。今月は、利用権を設定する者が14人で延べ15人、利用権の設定を受ける者が11人で延べ15人となっています。

土地の内訳は、田が37筆、35,079.50 m²、畑が7筆、6,402 m²です。

また、設定の内訳を見ますと、更新設定が13筆、12,566.50 m²、新規設定が31筆、28,915 m²となっています。

期間別に見ますと、3年未満が3筆、3,774.50 m²、3年から6年未満が33筆、30,343 m²、10年以上が8筆、7,364 m²となっています。

以下の表は、対象農地を地区別に表したもので、詳細については省略させていただきます。

それでは、利用権の新規設定の案件のみ説明いたします。議案書は17ページから18ページにかけてご覧ください。

案件2は、屋頭、田、1,606 m²、外3筆、合計3,694 m²を、平成28年9月1日から平成33年8月31日までの、5年間貸すという賃借権の新規設定です。

議案書は、18ページをご覧ください。案件3は、久礼野、田、965 m²、他3筆、合計1,188 m²を、平成28年9月1日から平成33年8月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、借人は、20年ほど前から亡くなった父名義の土地を耕作しているとのことで、今回の借入地では水稻を耕作し、兼業農家として収穫量の増加を図るとのことです。

続きまして、議案書19ページの案件5は、高須、田、1,754 m²、他3筆、合計5,977 m²を、平成28年9月1日から平成33年8月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

案件7は、高須大島、田、3,951 m²を平成28年9月1日から平成33年8月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

次に議案書は20ページをご覧ください。案件9は、介良乙、田、962 m²を平成28年

9月1日から平成38年8月31日までの10年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

案件10は、大津乙、田、1,315㎡、他1筆、合計2,829㎡を、平成28年9月1日から平成33年8月31日までの5年間貸すという貸借権の新規設定です。

なお、借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、借人は以前、大豊町で農地を借入し、耕作を行っていたとのことで、今回の申請地では水稻を耕作し、本市における農業経営を開始することです。

議案書は20ページから21ページにかけてご覧ください。案件11は、春野町弘岡中、登記地目、田、現況、畑、1,209㎡、他2筆、合計1,367㎡を、平成28年9月1日から平成38年8月31日までの10年間貸すという貸借権の新規設定です。

続きまして、案件13と案件14は、高知県農業公社が借り受ける案件となります。

議案書21ページの案件13は、春野町弘岡中、登記地目、田、現況、畑、1,253㎡、他3筆、合計5,035㎡を平成28年9月1日から平成38年8月31日までの10年間。

議案書21ページから22ページにまたがります、案件14は、春野町弘岡下、田、556㎡、他6筆、合計2,569㎡を、平成28年9月1日から平成31年8月31日までの3年間。

それぞれ貸すという貸借権の新規設定です。

次に議案書22ページの案件16は、春野町東諸木、田、1,370㎡のうち1,343㎡を、平成28年9月1日から平成33年8月31日までの5年間貸すという貸借権の新規設定です。

なお、借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、借人は新規就農であり、今回の申請地ではハウスキュウリを耕作する予定であるとのことです。

以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

全ての案件について、本日の部会で妥当なものと決定されますと、平成28年9月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で第5号議案の説明を終わります。

議長

第5号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず、第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いします。

成岡委員	案件 1 の第二事前審査会該当分と案件 2 について妥当と認めました
議 長	次に、第三事前審査会の宮田副委員長より報告をお願いします。
宮田委員	案件 1 の第三事前審査会該当分と、案件 3 から 10 については妥当なものと認めまし
	た。
議 長	次に、第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いします。
上田委員	案件 11 から 16 については妥当なものと認めました。
議 長	それでは第 5 号議案について審議をお願いしますが、当事者である委員さんがおら
	れますので、大野哲さんにはご退席いただき、案件 6 と 9 について先に別途審議いた
	します。
	(大野職務代理退席)
議 長	案件 6 と 9 について、ご意見ご質問はございませんか。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようでしたら、案件 6 と 9 については、計画を妥当なものと決定し
	たいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件 6 と 9 については、計画を妥当なものと決定します。大野委員は席に戻ってく
	ださい。
	(大野職務代理着席)
議 長	それでは次に、案件 1 から 5、案件 7、案件 8、案件 10 から 16 の各案件につつま
	して審議いたします。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。案件 1 から 5、案件 7、
	案件 8、案件 10 から 16 の各案件については、妥当なものと決定することにご異議は
	ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	第 5 号議案は、妥当なものと決定いたします。
	次に第 6 号議案「農地法第 51 条の規定による違反転用の処分に関する報告の件」を
	議題とします。事務局より説明をお願いします。
宮地主査	議案書は 24 ページをお開きください。
	農地法第 51 条では、違反転用に対する処分について規定されており、農林水産大臣
	又は都道府県知事は違反転用者に対して、特に必要があると認めるときは、その必要
	の限度において転用許可の取消や条件の変更、若しくは原状回復等の措置を講ずるこ
	とを命ずることができるとされております。

また、関連する農林水産省の通知により、農業委員会においては、違反転用等の事案を知った時は、その事情等を調査した上で報告書を知事に提出するものとされており、今回ご審議いただきますのはその報告書の内容となります。

それでは、議案書に基づいて報告書案の内容を説明いたします。

まず、議案書 24 ページに違反転用状態である土地について記載しております。

土地は、仁井田 登記地目 畑、現況 宅地及び池、1,530 m²となります。現地案内図は、No.13 をご覧ください。ピンクで塗った所が違反転用地です。また、現地写真を、本日机上配布しておりますので、そちらもご覧ください。

それでは、現在までの経過を説明いたします。議案書は 25 ページに移りまして、一段目をご覧ください。

違反転用に至るまでの経過としましては、平成 23 年 3 月頃に違反転用者によって農地転用手続きをせずに東屋が建築され、その後建築物・構造物が増え、平成 27 年頃にはエビ養殖池が設置され、運用が開始されています。

平成 23 年に東屋が建築されて以降、違反転用者及び土地所有者に対して、事務局より再三に渡って口頭で違法状態の改善を指導していますが、現在に至るまで、原状回復あるいは転用申請等による違法状態の解消が見込みがたい状況となっております。

続きまして、二段目をご覧ください。周辺農地への被害状況について記載しております。

平成 27 年に設置、運用が開始されたエビの養殖池で使用する海水については、打ち込み井戸からポンプで汲み上げておりますが、排水については、南側の浸透型の排水路に放流していたため、排水路の許容量を超えた海水が 3 筆ほど東側の農地に流入したことがありました。

農地所有者が違反転用者に苦情を訴え、現在は排水ポンプが設置されたため、被害は抑えられている状況です。

続いて、三段目及び四段目をご覧ください。当該違反転用地については、高知新港から 300 メートル以内に位置しているため第 3 種農地と考えられますが、農業振興地域内の農用地区域となっております。

平成 27 年 5 月に農用地区域からの除外申請がされましたが、エビの養殖池で使用する海水を井戸で汲み上げているため、周辺の地下水が塩水化する恐れがあるという指摘を高知市から受け、平成 28 年 1 月に申請は取り下げられています。

なお、周辺への被害防除計画を見直して、再度農用地区域からの除外申請を行う予定であるとのことでしたが、その後申請はされておられません。

続いて、五段目をご覧ください。本件違反転用地については、特定土地改良事業等

は実施されておりません。

次の六段目には、関係者からの事情聴取の内容について記載しております。

違反転用を行っている法人の代表者から事情を聴取したところ、当該転用行為が違反転用であるとの認識を欠いていたとのことです。

土地所有者からは、当初、農用地区域からの除外手続き等に協力する意向でしたが、現在は転用を諦め、現状に復旧させたいという意向を確認しております。

続きまして、七段目をご覧ください。七段目には、平成23年4月以降、現地調査や現地立会等、本件違反転用者に対して本委員会の取った措置を記載しておりますので、ご確認ください。

以上を踏まえまして、八段目に本委員会の意見案を記載しております。

読み上げますと、「現地については農用地区域内農地であるが、高知新港から300メートル以内にあり、第3種農地であると考えられる。ただし、エビの養殖を行う場合、給排水により、周辺の地下水の塩水化を招く可能性が高いため、農振除外、転用申請を行うのであれば、十分に配慮した計画が必要と考える。また、転用許可が見込めない場合には早急に農地に復原され、違反状態が解消されることが必要であると考ええる。なお、当該地の北側で同一の転用者による違反転用があり、そちらが解消されないうちは、今回の土地についても許可等を行うことは適当ではない。土地の所有者からも原状回復を求めたい意向が確認できているため、早急に原状回復させることが適当であると思われる。」という意見を案としてご審議いただきたいと思います。

以上が、本委員会より高知県へ提出する報告書案の概略となります。

第6号議案の説明を終わります。

議 長

第6号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いします。

成岡委員

案件1については、報告書案の内容を妥当なものと決定いたしました。

議 長

事前審査会の報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

鍋島委員

この件については、強く県に指導を要望してもらいたい。何度言っても言うことをきかない。前に違反転用報告をしている、同じ転用者の、この土地の北側のポニーを飼っているところも含めてですし、それからポニーの囲いの横に、今、水槽を置いてプールのようにして使っているが、あれも違反転用に当たるのではないかと考えている。

議 長

他にはご意見、ご質問はありませんか。ないようでしたら審議を終わります。第6号議案については、報告案のとおり県に報告することに決定いたしますが、ご異議あ

委員 議長	りませんか。 (異議なし) それでは、第6号議案については、報告案のとおり県に報告することに決定いたします。
宮地主査	次に、第7号議案「非農地証明願の件」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
議案書は27ページをお開きください。	今月は13件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等については、議案書のとおりです。 地区の内訳は、朝倉が1件、議案書は27ページから28ページにまたがりまして、旭が4件、初月が1件、鴨田が1件、議案書は29ページに移りまして、中央が1件、五台山が1件、高須が1件、議案書は30ページにまたがりまして、春野が3件となっています。 すべて地元委員の確認を得て、証明書を交付しております。また、面積が1,000㎡を超える案件については、事務局でも現地調査を行っております。 なお、議案書29ページの案件8については、先月の部会でご審議をお願いすべき案件でしたが、議案書に入れ抜かれておりました。 大変申し訳ございません。今月、議案に入れさせていただきました。 追認をお願いします。
議長	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。第7号議案については、追認することにご異議はございませんか。
委員	(異議なし)
議長	ご異議ないようですので、第7号議案については追認することに決定いたします。
宮地主査	次に第8号議案「買受適格証明願の件」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 今月は1件の申請が出されております。議案書は、32ページをお開きください。 買受適格証明とは、民事執行法による競売や国税徴収法の滞納処分による公売に際して、売却する物件の中に農地が含まれていた場合、その農地を申請者が買い受けることが出来ることの証明です。 競売、公売による売買であっても、農地を買い受ける場合には農地法第3条許可又は農地法第5条許可等が必要となります。

もしも入札の結果、最高価格で落札した者が、農地法第3条による農地の買受、あるいは農地法第5条による転用のための農地買受が出来なかった場合、入札をやり直す必要が生じてしまうことから、入札に参加する者はあらかじめ、落札した場合に農地法第3条許可又は農地法第5条許可等を受けることができるという、許可権者の証明を添付して入札に参加することとされているものです。

案件1は、長浜、畑、884 m²について、高松国税局が行う公売に参加するため、買受適格証明願が出され、地元委員の現地確認と、問題なしとの意見を踏まえ、証明書を交付しております。

追認をお願いします。

議 長
山崎委員

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等はございませんか。

この案件1の件ですが、先日、事務局と現地確認をしたのは北側にある家のすぐ南隣の土地だったと思いますが、ひょっとしたら本来確認すべき土地とずれているのではないかと思ってお尋ねいたします。家のすぐ南じゃなく、国有農地の看板が立っているそのもうひとつ南ではないですか。最近、そこに土を入れだして、道路から入っていけるようになっている。

宮地主査

国税局から事務局に照会があった際の地図と写真を見ますと、最初に現地確認をいただいたところで間違いはないかと思います。

山崎委員

間違っなければいいですが、ちょっと不安になりまして。

議 長

他にはご意見等はございませんか。ないようでしたら、第8号議案については追認することに決定いたしますが、ご異議はございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

第8号議案については追認することに決定いたします。

次に、議案外報告を事務局より一括してお願いします。

宮地主査

「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」、議案書は34ページをご覧ください。

今月は、5件の届出が出されております。地区の内訳は、朝倉が1件、旭が1件、秦が1件、議案書は35ページに移りまして、鴨田が1件、介良が1件となっております。

全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

なお、議案書34ページの案件1と、議案書35ページの案件5は、先月の部会で報告すべき案件でしたが、議案書に入れ抜かっておりました。大変申し訳ございません。今月、報告させていただきます。

続きまして、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件」。議案書は37ページをご覧ください。

今月は12件の届出が出されております。地区の内訳は、朝倉が2件、旭が2件、議案書は38ページにまたがりまして、初月が1件、秦が2件、中央が1件、議案書は39ページにまたがりまして、長浜が3件、大津が1件となっております。

以上、全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

続きまして、「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件」、議案書は41ページをお開きください。

今月は1件の合意解約が出されております。地区の内訳は、春野が1件となっております。本案件につきまして、地元委員に合意解約に相違ないことを確認いただいております。

続きまして、議案書は43ページをお開きください。「農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件」、今月は、農地法第3条許可申請に係る取下が2件あります。

地区の内訳は、一宮が1件、春野が1件です。

案件1は、平成28年5月23日付けで申請を受付しておりましたが、申請地に係る売買契約を解除したとのことで、取下がされたものです。

案件2は、平成27年8月21日付けで申請を受付し、その後、農地部会においてご審議いただいておりますが、現地が耕作できる状態であると判断されなかったため、継続審議となっていたものです。その後申請人から、売買契約を解除したとのことで、取下がされております。

続きまして、議案書45ページをお開きください。「農業経営基盤強化促進法の計画取消・取下・訂正処理の件」、今月は1件の取下があり、地区は大津となっております。

案件1は、平成28年6月15日付けで利用権設定の申出がされておりましたが、その後、賃借人死亡により、取下がされたものです。

以上で、議案外報告を終わります。

議 長
委 員
議 長

議案外の報告に関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ないようでしたら、議案外報告を終わります。

続きまして、市長建議の回答へ評価・意見の提出についての報告が農政部会からありますので、事務局からお願いいたします。

堀内農政係長

6月6日全体会においてご提出いただきました、「市長建議回答に対する評価について」、事務局でとりまとめを行い、事前に資料「建議回答に対する評価・意見集約の集

計結果報告及び要望項目について」として送付させていただきました。

本日は項目ごとに農地部会委員の皆様からご意見をいただき、平成 28 年 10 月 21 日に予定しております「意見の提出」に反映させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 資料については事前にお送りしておりましたので、各自、勉強してきていただいているかと思えますから、読み上げは省略いたします。「1 農業振興の施策について」の内容について、ご意見等はございませんか。農地部会として、こういうところを盛り込んでもらいたいという希望が農政部会に対してあれば。

委員 (意見なし)

議長 ないようであれば、次に「2 学校給食における地場産品活用について」ご意見等はございませんか。

委員 (意見なし)

議長 ないようであれば、次に「3 食育体験学習の推進について」ご意見等はございませんか。

委員 (意見なし)

議長 ないようであれば、次に「4 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について」ご意見等はございませんか。

横山委員 最近、朝倉地区でもサルが出てきだしたということで情報交換しているが、現在、サルを撃ってくれる猟師を探しているところです。それで、猟友会などにもあたってみないと思っているが、これまで猟友会に対しては、特に何か働きかけのようなものがされていないのではないかと思います。例えば、捕まえたので撃ってくれとか、そういうことが頼みたいときに、猟友会があらかじめ、全面的にバックアップしますとか、そういうことにはなっていないのでは。自分も、地区の 80 歳になる方に個人的にお願いして、その人からは快く了解はもらったけれども、その人だけでは心配な部分もあるので、猟友会に協力をお願いをしてもらうようにしたい。

門田会長 農林水産部に、猟友会ではないが、有害鳥獣の担当で再任用の方がいて、猟の免許もとって、市内を回っているがそういう人にも頼んでみたら。

横山委員 職員だと撃ってくれたお礼を受け取ってくれないので頼みづらい。

門田会長 J A とかにはそういう人はいないでしょうか。

横山委員 J A にもあたってみたけど、いないようです。

吉良局長 農政でも高橋部会長が言っていましたが、サルはなかなか、人に似ているとか、銃を向けるとこちらを舐むとかいうこともあるそうで、嫌がられて、撃ってくれる人が少ないそうですね。ただ、サルの害が広がっていつているという中で、好き嫌いで言

	っていてもしょうがないところがありますので、農地部会の中で、サルの被害が広がってきているので何か対策をして、サルについても力を入れてくれという意見が出ておりましたということを農政部会にも報告しておきたいと思います。
鍋島委員	サルをただ撃つだけではなくて、もっと効率的に数が減らせるやり方はないか。例えばサルを餌付けして、餌に妊娠を抑えるような薬を入れておくとか、そういうやり方のほうが長い目で見たら効果が上がるのでは。
吉良局長	まあ、そういうやり方がどうかということはさておいて、鉄砲で撃つだけが有害鳥獣対策ではないので、研究を進めてくれということも盛り込むようにいたします。
加藤委員	サルだけでなく、イノシシもそうだし、あとはシカですね。やっぱりだんだんと獣が下に降りてきている。対処療法的に出てきたからどうするこうするでなく、市とか県がもっと大きな展望をもって、誰がどういう方向にもっていくかということを考えていただきたい。担当さん任せでなく、もっとボリュームのある対応を。
吉良局長	鳥獣被害については全国的な問題になっておりますが、どこの市町村でも、これであまりうまくいった、被害が激減したということは聞きません。ということは、どこも決定的なうまいやり方は見つけられていないということだと思います。また、誰かに撃つのを頼むにしても、今、狩猟免許を持っている人が減ってきておりますので、そういう人をどうやって増やしていくかも考えていかないといけない。あるいは、鍋島委員が言われたような、撃つ以外の方法で何か手がないのかということも検討してほしいと。そういうようなことを要望の中に盛り込むということではいかがでしょうか。
加藤委員	どこか北陸のほうで、県境に柵をしたりして問題になっていたところもありましたが、うちのあたりに来ているのは、人の言うには隣の町の方から餌を追いかけて来ているのではないかとことです。動物には境はないので、餌がなくなってくればどんどん拡散していく。もっと広い目で見た対策が必要ではないか。
吉良局長	高知市にも今、竹下さんという有害鳥獣対策専門官の方が再任用で置かれるようになりました。この方自身も狩猟の免許を持って、若い頃から趣味で山に入っていた方ですが、そういう方が再任用で専門官として配置されているというのは、それはやっぱりこれまでの建議で農業委員会から要望として声を上げていたことの、ひとつの成果ではないかと思います。もし竹下専門官の再任用期間が終わったとしても、引き続いてそういうポストに人を配置して、さらにいろいろな角度から力を入れて取り組んでほしいということは、今後も要望していくべきであろうと思いますので、要望に盛り込んでほしいということが農地部会から上がっていたということで、農政部会にあげてみたいと思います。
議長	他にございませんか。なければ次に「5 農業用水の確保・排水対策について」、ご

	意見はございませんか。
委員	(意見なし)
議長	ないようであれば、次に「6 中山間地域の農業振興について」、ご意見はございませんか。
横山委員	くどいようですが、6と4は関連していると思います。農業振興ということと、動物の食害を抑えるということは一体のもので、いくら四方竹の生産を盛り上げて、イノシシが来て全部食べるようなところでは生産はできない。中山間の農業は、これからどうしても鳥獣との戦いになっていくと思います。
議長	他にございませんか。ないようであれば、次は市への要望事項になりますが、要望事項5項目について、ご意見はございませんか。
横山委員	2の竹林対策についてですが、土佐山の竹の集材センターについてはメディアでも宣伝をし始めましたが、これは業者とかじゃなく、一般の人でも竹を持ち込んだら買い取ってくれるわけですか。
門田会長	一般の個人でも大丈夫です。規格に合うものであればいいそうです。
岩崎次長	昨年まで私が担当しておりましたが、昨年度の段階では、一般の方でも持参していただくか、あるいは運ぶ手段に困るようであれば、切り子さんがいて、切りにいくというようなことを想定して話をしておりました。ただ、規格があるような、工業用のブラシとか、レクサスのハンドルとか、ああいうものについては、需要と供給を見ながら進めていくのではないかと思います。なにより、地元でそういう買取の事例を作っていないといけない。そういう事例を作ることが宣伝にもなり、ひとつのサイクルを作ることにもなりますので、そういう考えで動いているかと思います。
横山委員	まあ、こういう規格のものなら買い取ってくれるというようなことが、もっと浸透していないといけないですね。そうなれば、竹で困っている人が、少しでもお金になるなら持っていったらいいかなというふうなこともつながる。
岩崎次長	農地部会でもそういう意見が出ていたということは、しっかりお伝えしていきたいと思います。
議長	他にないようであれば次に進みます。国・県への要望事項2項目について、ご意見はございませんか。
委員	(意見なし)
議長	ないようでしたら、最後に新規就農者と農業委員の意見交換会が出た意見という資料についてですが、ご意見はございませんか。
横山委員	一番下の要らない道具なんかに関して言うとショウガのコンテナなどは、朝倉の農協に、もう減価償却も済んで使っていないのが1万個くらいあるので、言えば分けてく

竹内委員 堀内農政係長 議 長	れるのではないかと思います。 今、高知市内で新規就農者というのは何人くらいいるものですか。 具体的な全体の数字は把握していません。農林水産課に聞けば、もうちょっと詳しくわかるかもしれませんが。 他にありませんか。ないようであれば、建議項目に関する意見については終了いたします。
次 回 農 地 部 会 議 長	次回の農業委員会は9月5日（月）を予定しております。
閉 議 長	（農地部会長 中山 忠明 挨拶して閉会を宣す。（午後4時30分）） 以上で本日の農地部会を終了いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

平成 28 年 10 月 5 日

議 長

中山 忠明

議事録署名委員

宇 賀 巖

議事録署名委員

加 藤 孝 亨

議事録作成者

竹 内 啓 朗